

あなたの総トン数、20トン以上になっていませんか？

総トン数に変更となる改造を行うと測度が必要です！

小型船舶に改造を行い総トン数に変更になると小型船舶検査機構(小型漁船は都道府県)での手続きが必要となるほか、総トン数が20トン以上になると、運輸局による測度等が必要となります。手続きを怠ると、罰則が適用となることがあります。自己点検表を参考に確認をお願いします。また、運輸局では、立入検査の実施等により総トン数の適正化を図っています。立入検査の際には、メジャーによる実測を行う場合がありますので御協力をお願いします。

なお、総トン数等に関する問い合わせ、ご相談は、下記において受け付けております。

中部運輸局

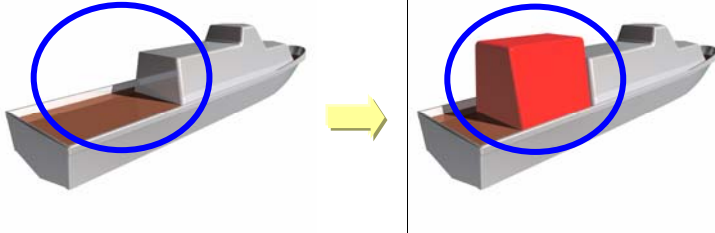
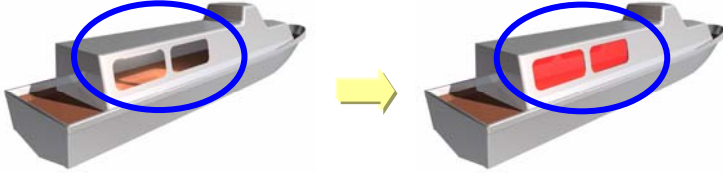

海事技術専門官（船舶測度官）

愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1

電話052(952)8018 Fax.052(952)8083

【参考】

自己点検表(小型船舶用)

船名		船舶番号	
総トン数		船質	
船舶所有者 (運航者)			
点検項目			点検結果
1. 閉囲場所(船体、上部構造物(甲板室及び覆い等))及び除外場所(開口を有する上部構造物等)			
閉囲場所	<p>甲板室等の新設、増設又は撤去を行っていませんか。</p> 		適 / 否
除外場所	<p>開口を閉鎖等していませんか。</p> 		適 / 否
2. 表示事項			
船舶番号	<p>船舶番号は適切に表示されていますか。</p> <p>例: 252-...123 愛知</p>		適 / 否
船体識別番号	<p>船体識別番号は船尾外板等に適切に表示されていますか。</p> <p>例: HL-HXAB74A33G293 又は  J P-MLIT0123456A</p>		適 / 否